入 会 規 程

施行 平成25年4月1日 改正 平成30年5月24日 改正 2022年6月20日

第1条 目的

本規程は、一般社団法人全国空港事業者協会定款第6条第1項の規定に基づき、本協会会員の 入会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 入会申込書

本協会の会員になろうとするものは、正会員、特別会員、賛助会員ごとに所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 正会員入会基準

理事会は、本協会の正会員として入会を希望する法人又は団体について、次の事項を検討し、 その入会の可否を決定するものとする。

- (1) 前条に定める入会申込書の記載事項に不備又は虚偽に該当することはないか。
- (2) 本協会の目的に関連する事業及び活動を、当該法人又は団体が現に行っているか、又は 今後行う確実な予定があるか。
- (3) 本協会の目的に賛同する意向が、当該法人又は団体の目的、事業及び活動状況から認められるか。
- (4) 本協会の所定の会費を負担することができるか。

第4条 特別会員の入会基準

理事会は、本協会の特別会員として入会を希望する法人又は団体について、次の事項を検討し、 その入会の可否を決定するものとする。

- (1) 第2条に定める入会申込書の記載事項に不備又は虚偽に該当することはないか。
- (2) 本協会の目的に関連する事業及び活動を、当該法人又は団体が現に行っているか、又は 今後行う確実な予定があるか。
- (3) 本協会の目的に賛同する意向が、当該法人又は団体の目的、事業及び活動状況から認められるか。
- (4) 理事会で別に定める所定の会費を負担することができるか。

第5条 賛助会員の入会基準

理事会は、本協会の賛助会員として入会を希望する個人又は法人若しくは団体について、次の 事項を検討し、その入会の可否を決定するものとする。

- (1) 第2条に定める入会申込書の記載事項に不備又は虚偽に該当することはないか。
- (2) 正会員1名又は正会員の子会社でありかつ賛助会員である会員1名の入会推薦があるか。

- (3) 本協会の目的に関連する事業及び活動を、当該法人又は団体が現に行っているか、又は 今後行う確実な予定があるか。
- (4) 本協会の事業を賛助する意向が認められるか。
- (5) 本協会の所定の会費を負担することができるか。

附則 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は平成28年6月1日から施行し、平成28年5月16日から適用する。

附則 この規程は、平成30年5月24日から施行する。

附則 この規程は、2022年6月20日から施行する。